

○総務省告示第三百七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

〔一 略〕

二 送信時間制限装置は、次のとおりであること。

〔1 略〕

2 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間制限装置は、次のとおりとする。

- (1) 九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の第十四第八号に規定する無線局のものであって、キャリアセンスを備え付けていないものに限る。）の送信時間制限装置は、当該無線設備の一時間当たりの送信時間の総和が三・六秒以下であつて、電波を放射してから〇・一秒以内にその放射を停止し、かつ、〇・一秒の送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。ただし、最初に電波を放射してから〇・一秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。

〔2〕 略〕

- (3) 九一六・七MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の第十四第七号及び八号に規定する無線局のものであって、キャリアセンスを備え付けているものに限る。）の送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げるキャリアセンスの受信時間に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその放射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

〔表略〕

〔注略〕

- (4) 九二〇・五MHz以上九二五・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の第十四第七号二(1)に規定する無線局のものに限る。）の送信時間制限装置は、当該

〔二 同上〕

二 〔同上〕

〔1 同上〕

2 〔同上〕

- (1) 九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（キャリアセンスを備え付けていないものに限る。）の送信時間制限装置は、当該無線設備の一時間当たりの送信時間の総和が三・六秒以下であつて、電波を放射してから〇・一秒以内にその放射を停止し、かつ、〇・一秒の送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。ただし、最初に電波を放射してから〇・一秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。

〔2〕 同上〕

- (3) 九一六・七MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げるキャリアセンスの受信時間に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその放射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

〔表同上〕

〔注同上〕

〔新設〕

無線設備の一時間当たりの送信時間の総和（九二五・一MHzを超える単位チャネル（中心周波数が九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。以下同じ。）を含めて周波数切替えを行うものにあつては、九二五・一MHzを超える単位チャネルにおいて電波を送信する時間を含む。以下この号において同じ。）が七二〇秒以下であつて、かつ、単位チャネルの一時間当たりの送信時間の総和が三六秒以下であること。

(5) 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の十四第七号ニ(2)に規定する無線局のものに限る。）の送信時間制限装置は、当該無線設備の一時間当たりの送信時間の総和が三十六秒以下であつて、電波を放射してから四秒以内にその放射を停止し、かつ、〇・〇五秒の送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。ただし、最初に電波を放射してから四秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。

〔注1～6 略〕

〔三・四 略〕

五 キャリアセンスの備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用

〔(1)～(3) 略〕

(4) 九二〇・五MHz以上九二五・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、設備規則第四十九条の十四第七号ニただし書に掲げる条件に適合するもの

〔2～6 略〕

〔六・七 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔新設〕

〔注1～6 同上〕

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

1 〔同上〕

〔(1)～(3) 同上〕

〔新設〕

〔2～6 同上〕

〔六・七 同上〕